令和2年度第6回多良木町議会(3月定例会議)					
招集年月日	令和3年3月2日				
招集の場所	多良木町議会議	場			
議会日時及び	開議	令和3年3月12日	午前	前10時00分	
開閉宣告	散会	令和3年3月12日	午前	前11時57分	
	議 席 番 号	出欠氏	3 議 席 番 号	出欠氏名	
応招 (不応招)	1	○ 髙橋 裕 -	7	○ 源嶋 たまみ	
議員及び出席	2	〇 中村 正行	· 8	〇 豊永 好人	
欠席議員	3	○ 林田 俊第	ਰ 9	○ 久保田 武治	
〇 出席	4	○ 坂口 幸 沿	上 10	〇 字佐 信行	
× 欠席	5	〇 村 山 身	11	○ 猪 原 清	
△ 不応招	6	○ 魚住憲一	- 12	○ 落合 健治	
会議録署名議員	5番	村山	10番	字 佐 信 行	
職務のため出席した 者の職氏名	事務局長	林 田 浩 🏅	2 議 事 参 事	山 本 美 和	
	職名	氏	沿 職 名	氏 名	
	町 長	吉 瀬 浩 一 貞	教育振興課長	黒 木 庄 一 朗	
説明のため出席	副 町 長	_	教育振興課	大森 博 範	
した者の職氏名	教 育 長	佐 藤 邦 詩	摩健康・保険課長	東 健 一 郎	
	会計管理者	小 林 昭 洋	羊健康・保険課		
	総務課長	仲 川 広 /	町民福祉課長	大 石 浩 文	
	総 務 課	椎 葉	町民福祉課		
	企画観光課長	岡本雅 †	早子ども対策課長	新 堀 英 治	
	企画観光課		子ども対策課		
	税 務 課 長	平川	環境整備課長	久 保 日 出 信	
	税 務 課		環境整備課		
	農委事務局長	小 田 章 -	農林課長		
	会 計 室	1	農林課	那須・竹下	

会議に付した事件

	一般質問		
議案第70号	令和2年度多良木町一般会計補正予算(第10号)		
同意第3号	号 固定資産評価審査委員会委員の選任について		
	熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について		
発議第4号	多良木町議会委員会条例の一部を改正する条例について		
	多良木町議会議員の派遣について		
	特別委員会の次の会期への継続調査について		

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

〇議長(髙橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので会議は成立いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付しておきました議事日程表のとおり、議事を進めてまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、本日は、配付しておきました議事日程表のとおり進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長(髙橋裕子さん) それでは、日程第 1、一般質問を行います。順番に発言を許可します。 12 番落合健治さんの一般質問を許可します。

12番落合健治さん。

落合 健治君の一般質問

〇12番(落合健治君) おはようございます。通告に従いまして質問を始めさせていただきます。

まさにですね、昨日が震災後 10 年ということで災害を振り返る日でした。そして偶然にもですね、私が生まれた槻木地区でも時間規制はありますが、ようやく車の通行ができるようになりました。本当にうれしく思っております。

今回は災害に関係あることを前半質問していくわけですが、災害に対していかに行政が想定をしているのかがカギとなります。しかしですね、一般質問の順番が私が 2 回連続して最後になるのを想定してませんでしたので、同僚議員の方との答弁と質問がなかなかかぶるところもあり、答弁も被っているところがあると思いますので、その辺は割愛してもらっても構いませんので、よろしくお願いします。先輩議員からもですね、笑顔で対応せろっていういろんなプレッシャーをかけておられますが、お付き合いしていただきたいと思います。

それでは、1番の7月豪雨災害後の現状と対策について、五つの項目に分けて聞いていきたいと思います。

町長も 2 期目をスタートされ、災害に強く人にやさしいまちづくりをスローガンの一つとして打ち出されておられます。まさにそのとおりで、7月豪雨の爪痕も残る中、人命と財産を守れるような町を目指すことは大きな課題だと思います。これから先、梅雨の 6 月、豪雨のあった7月、台風シーズンの8月と町民の皆さんの心配はますますつきないところです。

そこで、(1)番の7月豪雨で山林も林道もかなりの被害を受けていますが、現在の状況と 日ごろの管理体制について伺いたいと思います。

〇議長(高橋 裕子さん) これより町長、関係課長の答弁を許可します。

水田農林課長。

〇農林課長(水田寛明君) それではお答えさせていただきます。

議員おっしゃられるとおり、7月豪雨におきまして、多良木町の山林におきましては大変被害が多くございます。その中で林道におきましては、法面崩壊や路肩決壊、地すべり性の崩壊など全28カ所の災害が発生しており、概算になりますが、約5億円程度の災害復旧費を見込んでおります。

現在は、林道法面の崩壊であれば、林道をふさいでいる土砂を一部撤去することにより、 一時的に通行が可能となっている箇所もございますけれども、林道自体が崩落し通行が不可 能なカ所もございます。

例年であれば、国庫補助を受けるための災害査定を受けた後は、すべての災害を年内発注 し早期復旧を図るところでございますが、今回の 7 月豪雨において、林道、町道、農地も含 め、甚大な件数でありまして、また同一路線において、複数カ所、災害発生しているところ もございます。すべての工事を今年度に発注することは不可能ということで判断をしており ます。

幸い国庫補助の法律におきましては、災害発生年度を含む 3 年間を補助対象とする旨の定めがあるため、その3年間を目標に令和2年度に3カ所、令和3年度に15カ所、令和4年度に10カ所の復旧工事を発注することを計画しております。

次に、通常の林道管理体制としましては、4月に全林道の現地調査を実施しております。台風や豪雨の際につきましては、国庫補助の災害の要件であります、時間雨量 20 ミリ、日雨量の 80 ミリを目安としまして、雨量が確認できたことに編成をし、災害調査を実施しているところであります。

また町有林、財産区林につきましては、森林監視員を7名委託しており、毎月2回の巡視を 実施しております。7月豪雨災におきましても、被災が確認できましたので、森林保険等の請 求も実施しているところでございます。また、私有林や社有林におきましては、直接的な調 査は町の方で行いませんけれども、土砂の流出や山腹崩壊が発生しているなどの報告があれ ば、役場の職員で現地調査を行いまして、工事等の対策が必要であると確認できれば、県営 の治山事業の要望をする体制を整えております。

7月豪雨災の前におきましては 16 カ所の治山要望を行っておりましたけれども、13 カ所を 追加いたしまして、現在 29 カ所治山要望しているというふうな形になっております。以上で す。よろしくお願いします。

〇議長(高橋 裕子さん) 12番。

〇12番(落合健治君) 今課長の説明のとおりですね、令和2年に3カ所、3年に15カ所、4年 に10カ所の林道の復旧計画と森林監視員7名での監視、豪雨の際のパトロールと、治山事業 も29カ所ですかね、熊本県に要請がしてあるということでした。

その点についてはですね、パトロールと日頃の管理も含めて非常に安心いたしました。ですが、情報をですね、情報等を集め調査し要望を上げているのはよくわかりましたが、町民目線での話をすると、どこが災害査定があっているのか、工事がいつ行われるのか行われないのか。工事が決まり、工事の看板がそこに立たない限りは、現地の人がですね、わからないのが現状だと思います。

そこで知れ得る情報はわかり次第ですね、地域ごとに区長さん等を通じて情報を流すことが今から先、できないかと思うのですが、そのことについてお尋ねします。

- **〇議長(高橋 裕子さん)** 水田農林課長。
- **〇農林課長(水田寛明君)** それではお答えいたします。

災害の復旧計画につきましては、国庫補助事業等につきましては要件を満たすためにですね、協議等に相当な日数が必要になりますし、日程等が組めないような状態になることもございます。

正確な計画は困難でありますので、多良木町としましては、公共工事発注見通しの公表要領に定めておりまして、多良木のホームページにおきまして四半期ごとに確定した、工事災害復旧工事等を含めた工事予定を公表しているところでございます。またその工事が未定な場所についてはですね、まだ今のところは公表をしていないという形になっております。

〇議長(高橋 裕子さん) 12番。

〇12番(落合健治君) ホームページの方で公表されているということですね。

でも、先ほど町民目線という話になりますが、ホームページを見てくれじゃなくてですね、調べてくれとか、見てくれとかじゃなくてですね、人にやさしいまちづくりの一つとして、行政の方から今から先は知らせていくことができるかどうか聞きたいんですが、区長さんを初めですね、地域の住民の方がホームページ自体のその存在もわかりませんし、ホームページ自体の見方もわからんと。なので、広報を町の方はしてますっていうやり方では、どうしても伝わんないと思うのですが、やっぱりこん行政の方にですね、知らせることはホームページ以外で出来ないんですかね。それをもう1回聞きたいと思います。

- 〇議長(高橋 裕子さん) 吉瀬町長。
- ○町長(吉瀬 浩一郎君) はい、ネット環境がないところも多分あると思いますし、もしあってもその操作に不慣れな方、高齢化が進んでますからですね、高齢の方が多いですので、不慣れな方もいらっしゃると思いますので、もしできれば、自分とこの近くのどこを工事やってるんだっていうことを知りたいということであれば、直接、農林課の方に電話をしていただく、どこどこがこうやってるっていう、担当者がおりますので、電話をしていただければ一番よくわかるかなとは思うんですけども。

そうですね、なにぶん相手があるので、査定とかが結構日にちがかかってしまったり、いってきるかがはっきりわからない場合が結構多いんですね。ですからそこらあたりもうご遠慮なく林務課の方にお電話いただいて、直接聞いていただければと思います。

ていうのが林務課の職員は今、毎土日必ず出てきておりまして、ずっと仕事をしております。決裁上がってくる写真を見るともう道のないような山ん中登ってって、かなり体力的にも消耗するのかなと思って決裁を見てるんですけど、そういうもう隅々まで行っている職員がおりますので、是非あの遠慮なく電話で聞いていただければということをそれは思ってます。

で、こちらから区長さんたちにですね、今どこやってるのかっていうことがわからなかったら、是非、ご連絡、電話してくださいというお知らせはこちらから区長さんにすることができると思いますので、そこらあたりちょっとどういうふうにしたら一番良いのかっていうことを、ちょっと課の方で検討してみたいと思いますので、よろしくお願いします。

- **〇議長(高橋 裕子さん)** 12番。
- **〇12番(落合健治君)** はい。町の方で検討していただけるということで、昨日からもずっと サービス業だという話がずっと出てきております。要するに広報を今から先はですね、して いるじゃなくてですね、やっぱり自分たちの方から流していくことが大事だと思います。

先ほど言われたように災害査定が終わっているかどうかていうのと、地域の住民の人が、ここは崩れとっとばってんなあというのは大分差が有ると思いますので、その辺も加味してですね、早めに、先ほど言われたように、未定のところは今から変更があるかもしれませんという情報の流し方もこれから必要かなと思います。

では次の方に移りたいと思います。2番です。

山林農地の災害復旧に対し、中山間地域、多面的機能支払交付金は、大切且つ重要な交付金だと思いますが、その考え方とこれからの方向性について伺いたいと思います。

- **〇議長(高橋 裕子さん)** 水田農林課長。
- **〇農林課長(水田寛明君)** それではお答えいたします。

議員のご質問にありますとおり、農地の災害復旧はもとより、農地の維持管理につきましては、多面的機能支払交付金、中山間地域直接支払交付金は重要な役割を果たしております。本町の多面的機能支払交付金事業は、34 の組織で広域協定を結び活動しております。すべての活動計画書の取り組みの中に異常気象時の対応が位置づけられており、農業用水路等の堆積した土砂の泥上げ等、対応に使うことができるようになっております。

また、中山間地域直接支払交付金も集落の合意形成により、災害時の応急対応が可能であり、今回の豪雨災害では重機のレンタル料などに活用した事例もございます。

現状の災害時の対応としましては、農地の、すいません、農地や農業用施設等に被害が発生した場合は、被害額が40万円以上の場合は、国の災害復旧補助事業で対応をしております。40万円未満につきましては、町の単独事業として小規模災害復旧補助金で災害復旧の方を行われることになっておりますが、これにつきましては一部個人負担がございます。

しかし、令和2年7月の豪雨のような大規模な災害が発生した場合、災害工事の着手までに相当な時間を要することになります。そこで、災害発生直後の応急的な措置について活用できる多面的機能支払交付金や、中山間地域直接支払交付金の持つ役割は大きいものでございます。

町としましては、この二つの交付金を有効活用を図るため、中山間集落協定組合の 3 役会を年 4 回程度開催しております。多面的機能支払交付金につきましても、事務局は制度の運用などについて周知を行ってこの事業を活用できるように努力をしているところでございます。よろしくお願いします。

〇議長(高橋 裕子さん) 12番。

○12番(落合健治君) 今説明があったように、さまざまな災害に対し、山林や農地の復旧は金額も規模もものすごく大きいものが多くて、復旧までの時間も長くかかるものばかりです。災害復旧の順序として規模や場所に応じて、国県町で対応し、それに係らないもの、またはスピード感をもって対応したものが、多面的または中山間地域直接支払交付金を使っての復旧になると思います。その役割とですね、金額的にもものすごく大きくて重要だと思います。課長の答弁にありましたが、多面的機能支払交付金は広域協定を結び、事務局も集約しているとありました。中山間地域直接支払交付金の方も、年4回程度会議をしているということでしたが、そのあり方について、これから指導していく必要性があると思います。これからどうされていくのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

〇議長(高橋 裕子さん) 水田農林課長。

〇農林課長(水田寛明君) 本町としましても、農地の維持管理、施設の長寿命化に特化した多面的機能支払交付金と、個人配分を含めて幅広い活動に利用できる中山間地域直接支払交付金の両輪におきまして、農地の維持や農業生産活動の継続を図っていくこととなってまいります。そのためにも、各集落の活動が活発で行われる必要があると考えられます。

多面的機能支払事業は事務局を集約させ、一つの組織として広域的に事業を展開していますが、中山間地直接支払事業は、それぞれの集落単位で活動を事務処理を行っております。中山間直接支払交付金事業では、あくまでも各集落の意思が尊重されることになりますけれども、高齢化、担い手不足により役員のなり手も減ってきているというふうな話も聞いておりますので、中山間地域集落協定の広域化も将来的には可能性が出てくると思われております。

国も指導的な役割を担う人材を確保した上で各集落の体制強化を図るため、広域化に対する加算金の制度化もしております。町も次期対策以降の組織体制の強化を図るため、三役会等を通じた情報提供や検討をしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

〇議長(高橋 裕子さん) 12番。

〇12番(落合健治君) はい、それではですね、町長にお尋ねします。流れとしては今課長が 答弁されたように、国も町もですね、広域化、中山間地直接支払基金において広域化や集落 の体制強化を図っていきたいという旨が何となくわかったところです。

現状はですね、さっき言われたように地域の総会などを経て、使用内容とかが決まるため、 町はどうしても災害があったときにお願いするっていう形しかないですし、先ほど言われた ように高齢化で交付金ば申請してまで、災害対応はしきらんという声も多くあります。

しかし金額的にも交付金を申請されないということは、災害対応に対するものすごくあの 大変なことなので、交付金の使い方や地域の体制強化にですね、町の方向性として、町長が これからどういうふうにしていきたいか、牽引していく必要が私はあると思っております。

行政の方もですね、交付金の金額だけじゃなくて一緒に考え、あり方を考える時期に来てると思うんですが、町長の見解をお伺いします。

- **〇議長(高橋 裕子さん)** 吉瀬町長。
- **〇町長(吉瀬 浩一郎君)** はい、もう役員のなり手がいらっしゃらないというのはよく聞いて るんですけど、そこをまとめていってくれる人がいないとなかなか難しいというのはありま す。

私も実はですね、去年ですね、去年、近くの通し溝ですね、通し溝が崩れて、もう田んぼの管理ができんというふうなことを言われたので、うちの職員にちょっとこういう時にはどういうふうにしたらいいのかなということで聞いたんですね。そうしましたら、その地区の役員が出て全部直してると。なぜならば、もう業者も忙しくて、中々そこにこう出てくることができない。そういう状況で、じゃあどうしたらいいのかって言ったら、結局、自分たちでやるしかないっていうことで、排水溝とか、そういうのを全部自分たちでやったというふうにおっしゃいました。その地区の役員が全員出てですね。

そして、そしたらもう一つまた、その通し溝の、そっちは排水路だったんですけど、今度はその通し溝の問題で、その家の管理ができないので何とかしてほしいと。ただ水はバンバン流れよっとですよね、そこを見たら。で通し溝があって、半分ぐらいが流されているわけですよ。何とかしてほしいということで、そこ見に行きましたら、私が直接見に行くことは滅多にないんですけども、たまたまそのとき時間がありましたので見に行きましたら、プラスチックの板をはめ込んでありました。しかしそれは夜になるとまたこう流れてしまうらしくでですね。なかなかその町中にある店で買ってきたそういうものではちょっと難しいということだったので、それじゃどうしようかっていうことでまた今度役場に相談に来られました。

その時に、環境整備課のほうで提案したのが、中山間地のお金を使って何とかできんだろうかということで、中山間の方にお願いをして何とか応急的に水を止めて、去年は田んぼの管理をすることができたんですね。そしたら、今年また言って来られました。その後はどぎゃんなっとっとやろかということで。その地区の方々は、1回応急的に中山間地でやっておけば、予算を出しておけば、あとは役場がやってくれるだろうというふうに思っておられたらしくてですね。

ところが、役場の方も今、災害復旧で環境整備課手いっぱいで、もうどこの業者に頼んでもみんなそれぞれ仕事を持っておられると。業者の方々は大きい仕事には行かれるんですけど、そういう通し溝が壊れたとか、そういうのはなかなか行けない、行けないというかもう会社組織だからですね、大きいところに行ってしまうということで。じゃあどうしたらいいんだろうかっていうことで、一応役場の方でそこの地区に見積もりを持ってきてくださいと。そしたらその業者に頼んで業者がもしできれば何とかこう頼んでみようかという話になったときに、たまたまですね、そこの見積もりを頼んだ業者の方がその地区の方と好意でですね、よくご存じだったということで、ほかの仕事を、近くの仕事をやるときに、何とかやってもらえないだろうかということで、見積書を役場に出してもらって、役場も環境整備課の方で見積書を持ってるんですけど、多分出てるんだと思いますけど、そしてそのこっちの大きな工事の片手間に何とかしようということになって、何とかこうそこは話が付いたんですけど、そういういろんなところでいっぱい起きてると思うんですよ、多分私の知らないところでいっぱい起きてると思う。だから、そこらあたりをですね。

今回は7月豪雨というのは、もう何年に1回の豪雨でしたので、今そういう状況が生まれてきてるんだと思いますけど、これが通常のあんまり被害が多くない年だったらですね、もうそういう通し溝が流れるということもないでしょうし、排水溝が流れてしまうということもないと思いますので、非常に特殊なケースが今回いろんな所で起きてるということが言えると思います。

だから、じゃあ何もしないのかっていうことを言うと、今年も是非その雨は降ってほしくないと思ってるんですが、もし雨が降った時ということの為にですね、そういうのは業者の方々に個別に頼んでいくっていうしか方法がないのかもしれないですね。そこ辺り非常に難しいので、業者もやはり仕事等は大きい方、さっき言ったようにとられますので、そこが非常に難しいですので、これは業者の方々と相談をしないといけないかなというふうに思ってます。

相談をした結果がやはり同じような結果になることもありますけれども、そこらあたりやっぱり地元の声をなるべく吸い上げて、ここが壊れているからといったときには、すぐ行けるような形になればいいと思うんですが、今回の7月豪雨の場合は、状況がそれを許さないような状況になってますので、そこあたりはちょっとご理解いただければというふうに思います。ただ、それを解消するための努力はですね、課の方でいろいろ考えていきたいというふうに思ってます。

〇議長(高橋 裕子さん) 12番。

○12番(落合健治君) はい、自分も質問しながらですね、この中山間地の交付金というのはものすごく、行政としては扱いが難しいものだとは、質問内容としてわかってるんですが、どうしても金額的にも災害の復旧に対しても、ものすごくこれから先、重要なものだと思いますので、先ほど話された、もしくはその事例とかをですね、年に 4 回会議があるのであれば、そこにもちろんあの町長の方にも出席していただいて、中山間地の申請出しておられる方々と話をしながらですね、今後のいろんな対策を、今、災害に通常と言われましたが、通常の災害なんはありませんので、もうずっとこれから大きな災害が続くかもしれませんし、そのことについてできるだけ想定の数を多くしていただいて、備えていただきたいと思います。

それでは3番の方に移りたいと思います。

本町の大部分は山林ですが、林業従事者、山林の保有者の高齢化も目立ちます。森林環境税はそれらに向けての対策だと思うが、現状とこれからについて伺いたいと思います。

- **〇議長(高橋 裕子さん)** 水田農林課長。
- **〇農林課長(水田寛明君)** それでは、お答えいたします。

本町におきましても高齢化や世代交代により、山の関心が低下することにより、山林の管理不足が懸念されており、管理不足に伴う災害の発生はもとより、伐期を迎えた森林資源の活用されることなく、山林が荒廃していく可能性も秘めております。

そのような中で、令和元年度から全国で開始された森林環境譲与税は、森林の整備に関する施策や担い手の育成・確保、木材の利用の促進を目的とした新しい事業を始めれば、充当できるような財源となっております。多良木町においても、この財源をもとに、多良木町の林業、木材加工業を振興する事業を創設していく必要がこれからあると思っております。

現在、多良木町はこの森林環境譲与税を活用し、令和元年度に、多良木町森林経営管理運営協議会を設立し、森林管理制度に沿った事業を進めております。内容としましては、ここ近年、山林の施業をしていない森林所有者を対象にアンケート調査を実施し、今後の森林管理の意向確認を進めております。その後、意向確認次第で、収益が見込める山林におきましては、林業経営体を斡旋し、森林所有者の収益に繋げたり、収益につながらないような山林でございませば、本制度を活用し、町で経営管理権を取得し、災害が起こりにくく森林整備

が少なくなる針広混交林を目指していくように考えております。

調査地区としましては、地籍調査が完了し、登記が終わっている地区、槻木地区の方からになりますけれども、アンケートを実施、開始しております。約 10 年かけて多良木町全域の調査を完了する予定でおります。

また令和 3 年度から森林環境譲与税を財源にした新規の事業といたしまして、私有林の作業道整備修繕の補助の創設を計画しております。現在の私有林の作業道整備については、国庫補助事業等が活用できますけれども、一定の要件、事業費を満たさなければ対象となりません。国県の補助対象とならない路線について活用できればというふうに考えております。

今回の7月豪雨の際も、林業事業体や、森林所有者は相当な作業道の維持管理を余儀なくされております。今後の森林整備にも多大な影響を与えてくると思われます。本補助制度により民有林の管理の充実、森林の施業促進を行い、多良木町の林業の支援を充実させていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

- **〇議長(高橋 裕子さん)** 12 番。
- **〇12番(落合健治君)** この今の課長の答弁の中でですね、地籍調査が終了している、これでは槻木地区ですね、槻木地区の方からアンケートを開始しているということでしたが、その内容をですね、簡単に教えていただければと思います。
- **〇議長(高橋 裕子さん)** 水田農林課長。
- ○農林課長(水田寛明君) 意向確認のためのアンケートにつきましては、森林の対象基準を決めてアンケートの方を実施させていただいております。四つございまして、まず 1 番目に人工林、杉、檜の植林地であること。2 番目に民有林であること。こちらにつきましては社有林、分収造林等は除いたところでの計画となっております。3 番目に経営計画が策定されていない森林があること。将来の計画がないところという形になります。4 番目に過去 10 年間森林の施業が行われていない森林。この 4 点について、すべて該当する森林につきまして意向調査の方を対象としております。

アンケートの内容としましては三つございまして、一つ目に対象森林の現在の管理や森林整備の方法についてどのようにされているか。2番目に対象森林の過去10年以内の整備状況、まっどういったことをされているか。3番目に対象森林の今後の経営や管理の方法について、どのように行っていくかということを聞いております。

このアンケートの結果によりまして、自分の森林を管理できない所有者に対しましては、森林の現地調査を実施し、状況に応じて国県補助金の紹介、林業経営体の斡旋、町での経営管理権を取得などの対応をとってですね、森林の健全化を図っていきたいというふうなところで考えております。よろしくお願いします。

- **〇議長(高橋 裕子さん)** 12 番。
- **〇12番(落合健治君)** はい、その対象の森林のですね、その持ち主の方ですね、の方にアンケートをしていただいて、その将来にわたる森林の扱い方とかですね、高齢化したとこのですね、状況を結果を踏まえた上で、いろいろと活用している話は聞けたことは嬉しく思います。

森林環境譲与税の活用は山林の維持、また担い手の育成ですね、大きく関わってくるものだと思います。山林が荒れてしまうと山林の保水能力の低下や、下ですね、農作物の害虫の被害にもつながって、河川の下流災害の拡大にもつながると思います。

本町の基幹産業である農林業全体にとっても大きな事業です。しかし現在それだけ大事な 事業でありながら、多良木町森林経営管理運営協議会の事務局長は農林課長が兼務だと伺い ました。今後どのように、事務局としてですね、今後どのようにしていくのかお伺いします。

- **〇議長(高橋 裕子さん)** 水田農林課長。
- **〇農林課長(水田寛明君)** それではお答えいたします。

昨年度のすいません、昨年の 5 月にですね、事務局長の方が所用のため辞任をされたという形になって、今現在はですね、農林課長の兼務という形になっております。その後も事務局長探してはおりましたけれども、今のところ適任者がいないというふうな形になっております。

今年度の予算につきましても事務局長雇用分のですね、報酬については組んでおりますけれども、今のところはまだ見つかっていない状態ということになっております。よろしくお願いします。

〇議長(高橋 裕子さん) 12番。

〇12番(落合健治君) はい、予算も含めて人員確保の体制はとれているということなんです ね。

では町長の方にお聞きします。私はこの森林環境譲与税の活用次第では、山林の荒廃の抑止や担い手育成の確保に効果をもたらしてくれる大事なものだと思っております。

この事業には人員の確保を含めて、町長の方に力を物凄く入れてほしいと希望しているのですが、町長の見解をお伺いします。

〇議長(高橋 裕子さん) 吉瀬町長。

○町長(吉瀬 浩一郎君) 先ほど議員おっしゃったように、水をコントロールしてるのは山ですよね。今回の災害で非常に山が荒れてる部分がありまして、やはり幸野溝とか百太郎溝とか、こういうところに本来であれば流れ込まなくていい、山で保水ができるような水がいっぱい流れ込みまして、あさぎり町あたりでは越水をしましてですね、かなり被害が出ているということも聞いております。

やはり山をきちんと整備していくということは、今回のような災害が起きたときのですね、 どこまで許容限度があるかわかりませんけれども、山の方で水を溜めておいていただく。県 知事もよくグリーンニューディールということを言われますけれども、そういうことを考え ると、やっぱり山の治山っていうのは非常に大事なポイントになってくると思います。

先だって県庁の地下大会議室で球磨川流域の治水関係の会議がありました。このときもこの話が出ましてですね、やはり山をきちんと整備していかないと、やはり水害のときには非常に想定外のことが起きてしまうと。だから山はきちんとコントロールしていかなくちゃいけませんよねと。そのときに農政局の方もいらっしゃいましたので、それはその話はきちんと伝わっていると思います。

この森林環境税、今は譲与税ですが、森林環境税に変わったときには、何年か後に、所得税がかかった方ですね、所得割か所得税、ちょっと確認しないとわかりませんが、どちらかがかかった人からはもう一律均等に千円ずつ税としてそれを徴収させていただいて、それを個人所有の山をきちんと整備するために使っていくというこれは、やはり国の方でもそういう認識があるので、この森林環境譲与税と森林環境税っていう制度ができたわけですね。ですからこの資金を大いに活用しながら、多良木町の森林の管理について役に立つような形で使っていきたいというふうに思います。

ただ、今、議員ご指摘のとおり、まだ事務局長は決まってないっていうところです。内部で話しておりますのはできればそういう事務能力のある方ですね、詳しい方に事務局長になっていただいて、スムーズにいくようにということで今人選をしておりますので、そんなに長くはかからないと思いますので、人選をして、きちっと体制を整えながらやっていきたいというふうに思っております。

〇議長(高橋 裕子さん) 12番。

〇12番(落合健治君) 事務局長もですね、できれば探していただいて、対応していただければと思います。私としてはですね、山の方に関わっている方で長年関わっている方がいいとは思うんですが、そうするとやっぱどうしても事務の方が疎かになったり、対応ができなか

ったりするので、できれば事務局長だけじゃなくてですね、事務方とその実務方ですかね、2 人分の人員確保をしていただけると若干進むスピードが早くなるのかなとも思いますので、 いろいろ検討していただいて、できれば事務局はこの事業について物凄く対応を、今から先 大変だと思うので、確保して頑張っていただきたいと思います。

それでは4番の方に移りたいと思います。

本町を流れる河川 (球磨川以外) の災害認定された箇所数と現状に伺いたいのですが、同僚議員の質問でもですね、説明されて、中でも説明されてましたが、7月豪雨では、支流で亡くなった方が多かったとも言われております。

3月8日の議員懇談会においても、球磨川本体の復旧スケジュールはわかりましたが、順序からしても支流はその本流のそのあと、ましてや昨日まで陸の孤島となっていた槻木地区に至っては、大淀川水系でもあり、全くの手つかずのままで置き去りになってるのではないかと心配されております。

災害復旧のことに対してはですね、資料もいただきこれまでも何度か説明も受けてますので、確認のために、簡潔に現状を伺いたいと思います。

〇議長(高橋 裕子さん) 久保環境整備課長。

○環境整備課長(久保日出信君) お答え申し上げます。

町の管理河川におきましては今回 19 カ所の被災があっておりまして、国の査定決定額におきましては8840万円余の査定額となっております。また、県管理河川におきましては60カ所ということで12億1300万ということで聞いております。あわせまして69カ所の被災カ所が多良木町の中で発生をしておるところでございます。

町の復旧事業につきましては、この19カ所のうち、もう15カ所の復旧工事につきましては 既に工事の契約が済んでおりまして、一部工事の方にも着手をしてもらっております。あと 年度内に3月の入札関係でですね、あと追加で3カ所も入札予定をしておりますので、18カ 所の契約ができればというふうに考えております。令和3年度におきましてですね、予算計 上させてもらってますのでそちらの方であと1カ所についてはですね、対応を早期の契約の 方を取り組んでいければと思っております。

あと県の方ですけども、県の方にお聞きしましたところですね、2月末現在におきましては、今契約済みが3件ということでございます。3月に入りまして、毎週復旧工事の入札会が行われておりますので、順次、契約が進んでいくかと思いますけども、県といたしましては、河川の背後地、後ろの方のですね、の土地の利用状況関係、例えば農地であったり、宅地であったりということで、河川の護岸が普及ができないと農地の復旧もできないということもありますので、そちらのですね、場所等の優先度、緊急性を見ながらですね、順次工事の方を発注をしていきたいというふうに聞いているところでございます。以上です。

〇議長(高橋 裕子さん) 12 番。

〇12番(落合健治君) 内容はですね、現状はよくわかりました。

私が槻木出身であることもあり、今回県のですね、土木とかいろんなところと話をしましたが、やっぱ物凄く時間のかかることだと思いました。住民の方の話をすると、なんでそこは取りかかれんとかっていう話とかをよく聞くんですが、なかなかその説明を、今、久保課長がされたみたいに聞いていくと、なかなかこの対応がなかなか難しいんだなと思ったところです。

次5番の方に移りたいと思います。

災害の爪痕が濃いままの河川も多い。今年の台風シーズン等での被害の拡大も予想される中、町ができる対応をお聞きしますが、河川の被害は、まだまだ先ほど言われましたように、手つかずの地域も多い状態です。計画は入札等々含めて進んでるのでしょうが、復旧するにしても、今回の7月豪雨においては、期間、規模も共に大きくて、長くかかると理解できま

した。

そこで、せめて町のできる対応として、河川に倒れたままの木材とかですね、橋に絡んだままの木とかゴミとか、その撤去、それぐらいはできないかと考えます。またそのほかに町の考える対応があれば、答えていきたいと思います。

また久保課長においてはですね、今回定年されるということで最後の答弁だと思いますので、できれば昨日の同僚議員が言われたようにですね、笑顔で後輩の方に手本となるようにですね、答弁の方をよろしくお願いします。

- 〇議長(高橋 裕子さん) 久保環境整備課長。
- ○環境整備課長(久保日出信君) 笑顔でということで、はい、お答えさせていただきたいと思います。

今、先ほどご説明申し上げましたとおり、町工事におきましてはですね、既に工事も始まっているところもあります。しかし今、ご承知のように、球磨川を中心といたしまして県管理河川の河川掘削が今、優先的に今行われておりましてですね、これからそういう支線関係の災害復旧についてはこれからというのが現状だと思います。

特にそれを見ますと、河川の復旧工事につきましては、出水期以後、秋以降の工事にならざるを得ないんじゃなかろうかというふうに考えているところでございます。

また今回ですね、工事契約等が済んでいる箇所につきましては、業者さんといろいろ打ち合わせをしながら応急的な措置も考えられます。ブルーシートを敷くとかですね、そういうことで考えられるかと思いますけども、県管理河川におきましてもですね、いろんな情報をいただきながら、先ほど町長の方から話がありましたように、地元の方にも情報提供をしながらですね、いろんな河川の進捗状況関係、工事の進捗状況関係をですね、お伝えできればというふうに考えております。

あるいはまだ、河川工事今からでございますので、対応といたしましては、やはり住民の 方に早期の避難という形でですね、そういうことを促すような体制が必要かと思います。以 上でございます。

- **〇議長(高橋 裕子さん)** 12番。
- ○12番(落合健治君) 今、先ほど言われたように、今答弁であったように、県とか町の災害復旧もこれから始まるところでですね、先ほどブルーシートを敷くとか、さまざまな対応が考えることができるんですが、町民の方にとっては県の管理河川だろうが、町の管理河川だろうがあまり関係のないことで、その辺がですね、なかなか理解ができませんので、県の管理河川においても情報を収集していただいて、町の方からそんできるだけ対応ができる要望をですね、上げていっていただきたいと思います。

町長の方にお聞きします。災害対応についてですね、これまでいろいろ話をしてきましたが、町長はですね、安全性を高めるために、地元代議士を通じてさらなる国土交通省への要望も強めていくと昨日、施政方針で言われてますし、昨日の同僚議員の質問に対しては、泥臭くあつかましく要望していくとの答え、答弁がありました。

県の災害復旧、国の災害復旧どちらにしても対応する順位が、どうしても予算がある以上は出てくるものと思います。本町の対応の順位を、町長が必死に要望していただければ、一つでも順位が上がるのではないかと私個人は思います。そのことについて何かコメントがあればよろしくお願いします。

- 〇議長(高橋 裕子さん) 吉瀬町長。
- **〇町長(吉瀬 浩一郎君)** あまりにも災害の箇所が多くてですね、どこをやっていいかわからないっていうのが本当のところだと思います。県もですね。どこをやるかは最終的には町の話を聞いたり、いろんなその地区の場所を見たりして県が決められるということになるんですけれども、それで、やはり自分の住んでる地区が例えば、山が崩落していたり、川が土砂

で埋まったりしたら、何でここしてくれんとかなというふうに皆さん恐らく思われると思うんですね。しかし他にもいっぱいそういう場所があるということですので、これはやはり客観的に見て、ここがっていうこところを県が決めてされてますので、例えば、前回越水した柳橋川のところですね。あそこは今、大きな土嚢ですかね、土嚢のかなり大きいやつを奥の方からずつ並べてきていただいてますけども、少しずつそういう予算を入れながら、発注をしていっていただいていると思います。

そういう中で、やはり去年ですね、災害に対してずっと役場にいて思ったのは、やはりなるべく早く避難をしてほしいっていうのがありました。避難する必要のないところは町筋は場所が高いところにありますので、これ、これは避難する必要がない、避難していただいてもいいんですけども、安全な比較的安全な場所がありますけれども、それ以外はやはり常日ごろからハザードマップあたりを見ていただく、または、そういう訓練をしていただく中で、避難をするということが大事だと思います。

これから特に去年の7月豪雨を見た、そしてその災害を見た、そういう体験をした身から言いますと、本当に、早く避難をしてほしいということですね。それで、去年ちょっと私ができればもうこれお願いしたいんですけど、槻木の方々にですね、何回か避難をお願いをしたことがあって、なかなか避難をしていただけなかった。ていうのは恐らくですね、今までどんな雨が降っても、平成17年だったですかね、かなり槻木の川が荒れたことがありましたよね。あのときもそうだったと思うんですが、被害が人的被害が1件もなかったということがありました。今までの経験からすると、そういう、何て言うんですかね、そういう被害に遭っておられないので、大丈夫だろうというところから恐らく非難してこられなかったんじゃないかと思うんですけど、私たちももうこれからはやっぱりもう雨量が増えてきて、熊本の気象台から、もう危ないですよって言ってるそういう時には、必ずお願いしますので、できるだけですね、ヘリコプターも有視界でないと飛ばないっていうことがありますので、住民の方の命を守るのは役場の使命ですので、ちょっとご不便かもしれないんですけど、避難をまたお願いをしていきたいというふうに思ってます。

それから先ほど言われた国土交通省に対する要望なんですが、今はもう直接担当の方に私が直接電話をできるような状態になってます。はい。というのはやはり一つはデモンストレーションとして、去年の10月2日に牛島のあそこに、国土交通委員会の委員の方が全員こられましたので、あれは地元の代議士の方に聞いたら、やはり河道掘削の効果があったのでそれを検証に来られたと。なかなか、で多良木20分だったんですね、鮎里ホテルは15分だったんですよ。それから芦北町も15分で、八代が20分だったんですね。5分多かったので、やっぱりそれだけ関心を持っていただいてたのかなというふうに思います。

これからも先ほど言われたように、もう直接電話もできる状態になりましたので、本当に必要なところは財政出動していただくように、こちらからお願いしたいと思います。そのことは当然、地元の代議士の方にもお願いをしてですね、両方に言って、やっていただきたい。これは昨日ちょっとご説明しましたけれども、私だけがと言うのではなく、そこまで来るまでは議会の皆さんに人吉水上線回っていただいたのがそもそものきっかけですので、これはもうみんなでそういう努力を去年して行った結果が球磨川が越水しなかった、そういう、それでよかったということにつながっておりますので、これからももう本当に厚かましくお願いをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

〇議長(高橋 裕子さん) 12番。

〇12番(落合健治君) はい、要望の方をですね、泥臭く厚かましく要望をしていただけるということで期待をしております。

先ほど言われたように、人命が第一ですので、避難の方も、それこそ説得してでも連れて 行くのが筋だと思いますので、その辺についてもですね、いろいろ会話を何回も重ねながら、 ものすごく近い、もう6月もう梅雨で照準合わせると6月ですので、何回か話し合いもしくは 紙での周知などですね、やっていただければと思います。

その要望するにしてもですね、今から努力策やってもらえるということで、昨日、同僚議員も言われてましたが、安全の確保するためにも槻木のループ橋とかですね、槻木のトンネルに関しても頭に入れて要望していただければ、ものすごくうれしいなと思います。

次に行きたいところですが、時間があれなのでここで暫時休憩でよろしかですか。

- **〇議長(高橋 裕子さん)** 町長が答弁を。吉瀬町長。
- **〇町長(吉瀬 浩一郎君)** はい、実はですね、熊本県の方にトンネルの、何ていうか、実現できるのかできないのかちょっと聞いてみました。

そうしましたら、1メートル300万かかると。2kmなので60億ぐらいですかね、かかるということでしたので、県の方で、もう何と言うか、不運率かもしれませんけれども、決めている幾つかの項目があって、それをクリアしないと費用対効果の面からもちょっとどうかなっていうことで。その幾つかある項目を槻木地区にトンネルを掘るということに関しては一つもクリアできてないっていうことはおっしゃいました。ですから、今のこのままでいった場合には恐らくかなり難しいかなというふうに思ってます。

で、前々町長のときにですね、槻木の方が議長されていて、その時がもう県の方にも何回 もお願いに行かれて、国会議員の方にもお願いに行かれたということを聞いてます。その時 が一番多分槻木トンネルの実現に近いところだったと思います。

それから前町長も 12 年されてまして、要望を何回もされていったと思うんですが、なかなか厳しかったという話も聞いてますので、これは要望としてはですね、していきますけれども、最終的に決断するのは熊本県でありますし、60 億といったら土木事務所の予算とあんまり変わんないぐらいというふうにおっしゃってますので、そこあたりはもう判断がどういうふうになるのかはちょっと私にはわかりませんけれども、要望はしていきたいというふうに思ってます。

〇議長(高橋 裕子さん) 暫時休憩いたします。

(午前 10 時 54 分休憩)

(午前 11 時 00 分開議)

- **〇議長(高橋 裕子さん)** 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。12番。
- **〇12番(落合健治君)** それでは、大きい2番の方に移っていきたいと思います。

災害発生時の対策についてお伺いしていきます。

ハザードマップを軸にした見直しや周知はとお伺いするんですが、本町では危機管理防災 課が新設され、力を入れていくという姿勢がうかがえます。

そこで対応として 1000 年に 1 度の災害を踏まえたハザードマップに沿うのはもちろんですが、前半ですね、質問をしてきたように、山林河川ともに復旧計画次第では避難経路の見直しですね、そういう多少なりとも見直しとか町民への周知がこれから必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。お答えお願いします。

- **〇議長(高橋 裕子さん)** 仲川総務課長。
- **〇総務課長(仲川広人君)** お答えいたします。

まずハザードマップにつきましては、先日来、答弁をしたとおりでございますが、避難経路の見直しということなんですが、ハードマップを各世帯に配付いたしまして、そして先日もちょっとお答えしましたが、今回配布します紙の冊子になっている分には、県の管理河川のL2見直しの分が反映されておりません。それにつきましては、県の方が梅雨時期までに公表するということでございますので、それからウェブ版のハザードマップ、それと同時にちょっとこう各行政区ごとにですね、関係するところの図面をちょっと大きく印刷したものも各行政区に配布をいたしまして、そして各行政区で活用していただこうと思っております。

先ほども申されてましたとおり、まだ災害復旧箇所がですね、されてないところがあって 避難経路の変更もあるかもしれませんが、やはり避難の場合に、実際こう避難をしていただ く場合には、消防団も当然ですが、特に自主防災組織の力が1番必要だと思います。

そういったこうハザードマップをですね、各自主防災組織で活用していただいて、今、現在まだ災害復旧をされていない場所とかもあるかもしれませんので、そういったところをやはりですね、自主防災組織でしっかりこう考えていただいて、避難経路なども考えていただければというふうに思っております。

〇議長(高橋 裕子さん) 12番。

〇12番(落合健治君) 課長の答弁にあったようにですね、ハザードマップできるだけ最新のもので対応していただいて、それを軸に自主防災の組織の方ともですね、区長さんもしくは公民分館長さん、地区の隣保班長さん、その方々ともいろいろ話を回数をですね重ねて、4月からせっかく新設される課でありますので、その方で対応をしていただきたいと思います。

昨日もですね、同僚議員からもいろいろ質問が災害についてありましたので、ここは次に 行かせていただきます。

2 番目の各地区の避難訓練の推進はですが、本町の 47 行政区の中で毎年、町長昨日の答弁 にもありましたように、大体 4 件から 5 件程の避難訓練が行われていますが、余りにも分母からしたら少ないと思います。

コロナ禍の中ですね、なかなか集まること自体が何か悪いみたいな風潮があり、訓練をしようという空気じゃないのは想像がつきますが、災害はもうそこまで迫ってますので、ワクチン接種対応で町民体育館が 1 年間使えないという想定も、可能性もある中ですね、ものすごく大事なことだと思います。

活動支援として 10 万円も使えるということなので、もっと推進をしていくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。答弁お願いします。

〇議長(高橋 裕子さん) 仲川総務課長。

〇総務課長(仲川広人君) お答えいたします。

今議員も申されましたとおり、これまで町ではですね、総合防災訓練によります、全部の自主防災組織に訓練参加の呼びかけを行っております。また自主防災組織を対象といたしました、防災講演会の開催によります、避難訓練の重要性の周知、また消防団、防災士会の協力を得ながら各地区の自主防災組織での避難訓練の実施の推進は、またこれからもやっていきたいと思っております。

また今年度ですね、そのハザードマップをつくります際に、以前、多分一般質問で質問があったことだと思いますけど、実際の地域の方から見た危険箇所の反映とか、そういったこともですね、今回のハザードマップに取り入れようというところで、自主防災組織によりますハザードマップをもとにしたグループワークを行うように計画をいたしておりましたが、コロナのちょっと状況で多良木地区は終わったんですが、久米、黒肥地地区がまだ今年度実施ができておりません。一応来年度にですね、実施をいたしまして、そういった箇所もですね、ウェブ版のハザードマップとか、各行政区に配布いたします拡大したハザードマップには、反映をしていきたいと思っております。

そういったグループワークなどを通じてですね、やはりその自主防災組織が自分たちで、 やはりその避難を自助共助で行っていくという意識を高めていければというふうに思ってお ります。

〇議長(高橋 裕子さん) 12番。

〇12番(落合健治君) はい、グループワークの方がですね、コロナ禍の中でですね中止になったのはものすごく残念なことだと思いますが、グループワーク自体は非常に大事なことだと思いますので、ぜひ久米、黒肥地地区もですね、早めにやっていただいて、災害に備えて

いただければと思います。

今、課長の答弁にあったようにものすごく災害復旧だけじゃなくてですね、地域の方がここは危ないて日頃から思っていることの意見とかをですね、吸い上げるのものすごく大事だと思うので、その辺は大事にしてやっていただきたいと思います。

町長の方にお伺いします。自主防災組織自体がですね、今から何回もキーワードとして出てきてると思うんですが、自主防災組織自体が、今、何ですかね、コロナ禍の中、なかなか先ほど言われたように集まれないと。やっぱ町主導でコロナ禍の中であってもこの会議は開いてくださいっていうのが今まであの災害、災害が迫ってきてますので、今現在は解除されている状態ですので、認識としてはですね、なかなかその飲食店とかに食べにいってもいいですよって言われてもなかなか行けない空気感ですかね、でもこの自主防災組織とかに当たっては、やっぱ集まらないと話にならないところがありますので、町主導でですね、コロナ禍の中であっても推進していくということはそういうことだと思いますので、その辺の判断等についてコメントをいただければと思います。

- **〇議長(高橋 裕子さん)** 吉瀬町長。
- ○町長(吉瀬 浩一郎君) 防災訓練は何回やってもいいんですよね。やるほどにやっぱり避難経路とか、それから自分たちがどういうところに気をつけたらいいかとか、それはもう一回一回重ねるごとに、避難は、避難が上達するってのはおかしいですけど、避難は上手くなってくると思います。

ですから、これはもう何回もやるというのは必要だと思うんですが、そこはまず町の方でこういう形でやりましょうという範を、範をと言うとおかしいですけど形を示して、それをまた自主防災組織でそれぞれ何回かやっていただくという形がいいと思うんですが、今コロナ禍でですね、これは一つはですね、言ってしまえば、責任の所在が役場がやりますといった場合に、役場が責任取らなくてはいけないような形になってしまう。そこが皆んな何ていうか、行政機関がなかなか躊躇してるところの一つの原因じゃないかと思うんですよね。

ここを押し切って、責任とるからやれっていうのはなかなか踏ん切りがつかないのでですね、このあたりは今、確かに 1 桁台でずっときてますし、熊本県はゼロの日も何日もありますからですね。これはやっぱりここらあたりは区長さんとご相談しながら、やる方向で極力これから進めていきたいというふうに思います。でないとなかなかもう各地で災害が起こってますので、それをやることによって、その避難の方法がわかれば、このことについてはもう面倒くさいとかそういうことは住民の方言われませんので、そこらあたり執行部わかってますので、できるだけ収まってきたらやる方向で、令和 3 年度に久米と黒肥地地区をやってですね、そこでどういう形かっていう、避難の形を覚えていただいて、今度は持ち帰って、各自主防災組織でしっかり訓練をまたしていただくということは、絶対これは必要なことだと思いますので、そういうふうにして開催をしていきたいと思います。

- **〇議長(高橋 裕子さん)** 仲川総務課長。
- ○総務課長(仲川広人君) ちょっと私の方からはご紹介をしておきたいと思いますが、確かに 自主防災組織で集まってですね、グループワークとかも必要なんですが、今おっしゃったよ うになかなかコロナ禍の中で、そういった状況も取れない。

しかし、特に出水期前にですね、防災の意識はしっかり高めていかなければいけないというところで、これ県が今主催を検討しているところなんですが、マイタイムライン、ご存じかと思いますが、それぞれこう一人一人の避難行動を時系列にまとめてもらう、マイタイムラインの普及に取り組むということで、早速、今県が計画しておりますのは、今年の 6 月上旬、出水期前にそういったこう自主防災組織などに呼びかけて、それぞれのマイタイムラインを活用した、住民参加型の訓練を実施するということでお聞きしております。

そういったものをですね、活用していただいて、一人一人がやはり自助の部分の意識も高

めていただければというふうに思っております。

- **〇議長(高橋 裕子さん)** 12番。
- **〇12番(落合健治君)** はい、今課長の答弁でもあったようにですね、できるだけ新しいものから、もうすべての方に避難に関しては年齢も何も関係なくですね、降りかかるものですので、できるだけ新しい色々アイデアも出していただいてやっていただきたいと思います。

町長が言われたようにコロナ禍の中ものすごく難しいことだと思いますが、町長が踏ん切りをつけていただければですね、町長が言いやったで集まらるっごとなったて私がふれて周りますので、その辺に関してはですね、ものすごく判断難しいと思いますが、やはりどこかで決断をしなきゃいけないとこも、もしかしたらあるかもしれませんので、その辺はずっと考えていただいて対応していただきたいと思います。

それでは3番の方に移りたいと思います。

避難弱者の対応について伺いたいですが、7月豪雨の際に、なかなか体育館の避難が困難な 方については臨機応変的に6区の3の公民館を開放されたとの旨もお伺いしました。これも先 ほどと同様、町民体育館が使用できない可能性もあり、町民体育館ありきでほとんどの町民 が避難を考えていると思いますので、混乱することも考えられます。

その中で、より避難の難しい立場の弱い避難をどう考えておられるのか伺います。しかし昨日のですね、答弁で同僚議員から名前はちょっと違うんですが災害弱者としてですね、質問もされております。ですので町民体育館の例えば使えなかったときに、何か想定が何かしてあれば答弁の方をお願いします。

- **〇議長(高橋 裕子さん)** ひとつすみません、落合議員。もう少しゆっくり話してもらえますか。読み取りがうまく出来ないところが出るかもわかりません。よろしくお願いします。 仲川総務課長。
- **〇総務課長(仲川広人君)** お答えいたします。

特にあの町民体育館、今回、コロナのワクチン接種で使用することになりますので、そういったときの災害も考えられることと思います。

他にも指定避難所はありますので、町民体育館が使えない場合には、そういった他の指定 避難所あたりを開設して対応はしてまいりたいと思います。

その際には当然防災無線での呼びかけ、またあるいは消防団などを通じてですね、避難の 誘導あたりはしていただきたいというふうに思っております。

- **〇議長(高橋 裕子さん)** 12番。
- **〇12番(落合健治君)** ゆっくりとですね。

では防災の最後にですね、町長の方に伺います。

このコロナ禍の中、日ごとに情報が変化したり、情報自体がないといったことが、昨日の答弁の中でも大変多くあったと思います。そういう日常となっているということですね、情報の扱いとか、周知は本当に難しいと考えますが、町が最も力を入れるべき災害対応の一つだと考えます。

防災に対応する課も新設することですし、確実な情報をいち早くというのはもちろんなんですが、流動的な情報も変更ありますよという事ありきで流していく必要もあるのではないかと私は思います。

逆にですね、町民の方の情報を受け取る側の訓練っていうですかね、この情報を受け取る側が、この情報に関しては変更があるんだなっていう情報が町から流れますよっていう訓練も必要と考えます。そのことについてですね、災害に強く人にやさしいといわれる町長にですね、伺いたいと思います。

わかりやすい情報を流していただき、今言ったように流していただきたいのですが、その ことについてですね、なかなか不確定な情報を行政の方が流すのはもすごく難しいことだと 思うんですが、そのことについてコメントがあればよろしくお願いします。

- **〇議長(高橋 裕子さん)** 吉瀬町長。
- ○町長(吉瀬 浩一郎君) はい、去年、去年というか、令和3年度で防災行政無線の一応設置が大体完了します。これで、役場の情報は役場が出せば、必ず住民の方に伝わるっていう形ができましたので、これは非常に3億円ほどかかりましたけれども、非常によかったかなと。災害を前に、災害がいろんなところで頻発しているところを前にして、非常にいいことではないかなというふうに思っております。

線状降水帯がかかって、それがどういうふうに移動していくのかということに関しては気象台の方から情報が入ります。総務課の画面でも見れますので、色付きで今こう動いてる状態、また停滞している状態が見えますので、本当に危険を感じた場合、ご本人は自宅で恐らくそれを判断されると思うんですね。

でも、自宅に居てわからないこともあると思いますので、これあの早い情報が人命を救うことになります。ですから、わかる情報はなるべく変更がある場合はですね、早急にお伝えしていく。特に刻々と変わる気象状況とかそういったもの、1度は去年、一昨年だったですかね、線状降水帯がかかりかけたんですが、夜半から鹿児島の方に下りてったので、あぁ良かったなてそのときは思ったんですけれども、そういう早い情報をですね、住民の皆さん方にお知らせしていくということはもう1番重要なことだと思いますので、それはもうやっていきたいというふうに思います。

住民の方が今どんな状況かなとか、そういうことも尋ねていただいてもいいと思うんですよね。それはそこは恐らく垣根を取っ払ってもらった方がお互いの情報交換で、例えば自分とこの何かこう山の方がおかしいよねとか、何か音がするとか、そういうのがもしあったら役場の方に、電話が通じない場合、そういう時はですね、電話の通じない場合もありますけれども、できれば電話通じるようなときには、早い情報を役場にもお知らせいただけば、役場もそれだけ避難する方を誘導するとか、助けることができるんじゃないかと思います。

で、去年も雨がかなり降ったときに、牛繰川が増水しましてですね、橋の上まで来ました。そのときは9分団の方で全部黒肥地小学校に避難をするようにお願いをして、1軒ずつ、消防団の方々は本当にご苦労だったと思うんですが、1軒ずつ声をかけていただいて避難をしておられなかった方もいらっしゃるということで、もうかなり多くの方々を黒肥地小学校まで避難をしていただいたっていうこともありましたので、そこはやはり消防団との話し合いを密にしておくということも必要だと思います。

やはり消防団、それから防災士会の方々は、そこらあたりしっかりご存じですので、そういう危機管理体制また危機に当たっての自分たちの自分たちが何をしなければならないかわかっておられる方々ですので、そこらあたっても綿密に連絡を担当と取りながらですね、災害のないように、あっても最小限に抑えられるようにですね、努力をしていきたいと思います。

〇議長(高橋 裕子さん) 12 番。

〇12番(落合健治君) はい、何しろコロナ禍の中ですね、流動的な情報を持ちながらいろいる対応していくのは本当に大変だと思います。

でもあの情報についてはですね、高齢者でもしっかりと理解できるようにですね、できるだけ横文字を少なくしたりとか、広報していますではなくてですね、理解されているのか伝わっているのか、できれば何人かですね、サンプリングしていただいて、ちょっと失礼なんですが、この方が理解できれば大丈夫みたいな検証も若干必要かなと私は思っております。

支援の必要な方々にですね、特に避難弱者の方にですね、必要な情報が、必要な分届くように努力していただきたいと思います。

では最後の質問に移りたいと思います。農業組合法人たらぎ大地についてお聞きします。1

番、町からの補助金(年 300 万円×3 カ年)が今年度で終わるが、本町の農業にとってこれから大きな役割を担うと考える。今後どのような支援策をお考えかお伺いしたいと思います。

- **〇議長(高橋 裕子さん)** 水田農林課長。
- **〇農林課長(水田寛明君)** それではお答えいたします。

たらぎ大地は15の集落営農組織を編成し、平成30年3月に設立された組合員数約260人の 広域農事組合法人です。現在は水稲、麦、大豆、飼料稲の作付を行っており、作付面積が延 べ約360~クタールあります。今後は麦の作付を拡大し、令和3年度よりメロン、キュウリの 園芸作物についても取り組み、営農の安定化を図っていく予定だと聞いております。

今まで町では設立したばかりのたらぎ大地の運営が安定するよう、法人運営に係る事務費、 人件費の3分の1以内で、広域農業法人組織経営安定化支援補助金として、平成30年度から 毎年度、3年間300万円の補助を行ってまいりました。

現在、本町におきましても農業者の高齢化や減少による担い手不足のため、将来の地域営農をどうやって維持していくのかが大きな課題であります。今年度町内を 24 地区に分け、人農地プランの地域の話し合いを行いましたが、たらぎ大地に期待する意見が多く出ました。

町もたらぎ大地営農支援を担い手対策の大きな柱と考えていますので、令和 3 年度以降も 法人経営の強化を図ることを目的に、広域農業法人組織経営強化支援補助金として継続する 方向で考えております。

ただし経営の自立を促すという視点に立って、補助期間を 3 年間程度にし、徐々に交付額 を減らしていくような形をとらせていただければというふうに思っております。

ちなみに令和3年度におきましては、当初予算の方をご可決いただきましたので、240万円 の補助でスタートさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

〇議長(高橋 裕子さん) 12番。

〇12番(落合健治君) 端的に言うとですね、応援は続けていくが金額は減らす、自立を促す ためにですね、ということだと思います。

ここは町長にお聞きしたいんですが、本町の基幹産業は何といっても農林業です。課長も 言われたように期待も皆さんから大きく持たれていると思います。

私個人としては、法人に関わっている農家の高齢化や担い手後継者問題もあり、これから 法人はまた農地を集積していくのか、それとも農地の色分けをしてですね、対応していくの か、ある程度の展望が見えるまでは昨年までの300万という金額ですね、満額とするならば、 最低でもあと数年はこのまま支援をすべきだと考えます。

町長にはですね、交付額にも反映していただいて、農地を守るんだとか、農業の従事者守るんだというやる気を示した金額にですね、示していただきたいと思うのですが、そのことについて、町長にお伺いします。

- 〇議長(高橋 裕子さん) 吉瀬町長。
- **〇町長(吉瀬 浩一郎君)** 3年間300万っていうのは、これは事務費で差し上げてたんですね、 うまく事務の方が回るようにということで。人も雇っておられますので。300万、3年間やっ てきました。

最初に研修センターで発会式がありましたけれども、このときは、県の方からも、県というか熊本県の方から来ていただいてですね、人吉球磨で最初の、県内でもそうたくさんはないということで、県内ではどこか、農事法人、大きなところやっておられる方県北の方が来て、一緒に県の方と一緒に座って、来賓でご挨拶をいただきましたけれども、人吉球磨で最初の大型の農事組合法人ということですので、これはもう絶対失敗させるわけにいかないと思います。

これはこの意気込みはですね、ここの会長さんも持っておられて、頑張ってみたいということでやっておられます。3年間300万をしてやってずっと補助をしてきましたけれども、や

っぱり何ていうんですかね、これ予算査定のときにですね、ちょっと論議があったんですよ。 このままいくのか、自走できるまでそのままいくのか、それとも少しずつ減額していただい てまた頑張っていただくのかということで。

麦の方をつくっていただくということですので、そちらの方で少し収益を上げていただいて、1年間様子を見ようということで、3年間がですね、2年目が210万、3年目が180万だったと思いますけど、3年で630万ほどの補助をするということで、来年がちょっとどういうふうになるのかまだ来年は来年、また、その予算が上がってきたときにですね、論議をしてみたいと思ってるんですが、今、初年度が240万、2年目が210万、3年目が180万ということで、一応今そういう想定でですね、まずは初年度240万ということで、ぜひ頑張っていただきたいというふうに思ってます。

気持ち的にはですね、あげたいと思うんですが、やはり自立を促すという意味もあります ので、そこはご理解いただければというふうに思います。

〇議長(高橋 裕子さん) 12番。

○12番(落合健治君) 徐々に下げていくっていう計画もありながら、1年ごとに様子を見るという感じもあるということで、この法人の方とですね、もう本当に事務経費だけではなく、これからどういうふうな方向性に持っていくかで、本当ものすごく大事な金額もしくはその町長の意気込みもまあ周りの方は感じられると思いますので、ものすごく議論の末にですね、これから先の金額を減らしていくのか、または増やしていくのかですね、その辺も含めて話をしていただいていきたいと思います。

いろいろ財団が立ち上がったり、観光の方に力を入れたりありますが、何といっても本町の基幹産業は農林業ですので、その辺は頭に入れてですね、法人の方と話し合っていただいて、十分に協議をしていただきたいと思います。

今回、町長の2期目のスタートで、その中に災害に強く人にやさしい、泥臭く厚かましく要望していくという言葉が、私個人的にはストロングワードとして心に深く残っております。そして防災に関しても、先ほど言った農業たらぎ大地の話にしてもですね、期間の中でですね、短い中で、ものすごく話し合う対話する時間を取っていただくことがものすごく大事だと思います。

人数が集まれないのであれば、町長は忙しかれば代理の方を立てていただいて、さまざまな会議等々、Zoomでも何でもですね、新しいのも取り入れていただいて、そういう場をつくることが大事だと思います。危機防災管理課の新設も心強く思っております。

しかし、どうしても町民の皆さんが危惧している時期がすぐそばに迫ってきてますので、 さまざまな意見を加味しながら、先頭に立ってですね、後ろに控えるのではなく先頭に立っ て、前に飛び出すぐらいですね、活躍していただけるものと期待して、私の一般質問を終わ りたいと思います。

○議長(高橋 裕子さん) これで、12 番落合健治さんの一般質問を終わります。

日程第2 「議案第70号」 令和2年度多良木町一般会計補正予算(第10号)

〇議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 2、議案第 70 号、令和 2 年度多良木町一般会計補正予算 (第 10 号)を議題といたします。

説明を求めます。仲川総務課長。

○総務課長(仲川広人君) 議案第70号についてご説明申し上げます。

令和2年度多良木町の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正で第 1 条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞ

れ 100 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 87 億 9,788 万円とするものでございます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の経費の追加でございます。 8ページをお願いいたします。歳入でございますが、款 14、国庫支出金、項 2、国庫補助金、目の 3、衛生費国庫補助金、節の 1 で保健衛生費補助金で 100 万円を計上いたしております。 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金ということで、10 分の 10 の補助でございます。

9ページが歳出でございます。款の 4、衛生費、項の 1、保健衛生費、目の 10、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で、節の 12 の委託料に 100 万円を計上いたしております。健康管理システム改修委託料ということで、既存の電算システムの改修委託料でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〇議長(高橋 裕子さん) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号、令和2年度多良木町一般会計補正予算(第10号)は、原案のとおり可決されました。

日程第3 「同意第3号」 固定資産評価審査委員会委員の選任について

〇議長(高橋裕子さん) 次に、日程第3、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長吉瀬浩一郎さん。

〇町長(吉瀬 浩一郎君) それでは私の方から同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご提案をさせていただきます。

固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定 により議会の同意を求めるというものです。

令和3年3月2日提出ということで、ご住所が熊本県球磨郡多良木町大字久米2903番地、 お名前が田中靜雄さん。生年月日が昭和28年1月8日でございます。

提案理由といたしまして、田中靜雄委員が令和3年3月31日をもって任期満了となるため でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

略歴につきましては別紙にしたためておりますので、ご覧いただけばと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長(高橋 裕子さん) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(髙橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) 討論なしと認めます。

これから、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。 お諮りします。

この採決は、多良木町議会運営の申し合わせにより、無記名投票によって行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(髙橋裕子さん) ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。

次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第31条第2項の規定によって立会人に3番林田俊策さん、12番落合 健治さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取り扱います。

また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

〇議長(髙橋裕子さん) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(高橋裕子さん) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。

(投票箱点検)

○議長(髙橋裕子さん) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長(林田浩之君) それでは点呼いたします。

2番中村議員、3番林田議員、4番坂口議員、5番村山議員、6番魚住議員、7番源嶋議員、8番豊永議員、9番久保田議員、10番字佐議員、11番猪原議員、12番落合議員。

〇議長(高橋 裕子さん) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(髙橋裕子さん) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。3 番林田俊策さん、12 番落合健治さん、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(髙橋裕子さん) 開票事務が終了いたしましたので投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票です。

有効投票のうち賛成11票、反対0票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 3 号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意すること に決定いたしました。 議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

日程第4 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

〇議長(髙橋裕子さん) 次に、日程第 4、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙候補者名簿配布のため暫時休憩いたします。

(午前 11 時 44 分休憩)

(午前11時45分開議)

〇議長(高橋 裕子さん) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この選挙は広域連合規約第8条の規定により、構成市町村の長及び議会の議員のうちから1名を各構成市町村の議会において選挙するもので、地方自治法第118条の規定に基づき実施するものです。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に吉瀬浩一郎町長を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました吉瀬浩一郎町長を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました吉瀬浩一郎町長が熊本県後期高齢者医療広域連合 議会議員に当選されました。

ただいま、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました吉瀬浩一郎町長が議場におられます。

多良木町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。一言承諾の 意思表示をお願いいたします。

町長吉瀬浩一郎さん。

〇町長(吉瀬 浩一郎君) はい、今回、議会の皆様からのご推選で、熊本県後期高齢者医療広域連合の議会議員として選出をいただきましたことにつきまして、大変光栄に思っております。

県内の市町村すべからく高齢化が進んでおりまして、後期高齢者の方々も増加の一途にあります。令和3年度の後期高齢者に係る広域連合の当初予算の額は2,928億88万8,000円と大変大きな予算となっております。このほとんどが医療費の支払い、要するに、医療給付費

となっておりますが、議員として、これらの予算を厳正にチェックをさせていただいて任務 を果たしていきたいと考えております。

そして、私たちもなるべくですね、病気をすることなく、健康寿命を延ばしながら医療費の削減に協力をしていきたいと思います。本日はご推挙まことにありがとうございました。

〇議長(高橋 裕子さん) これで、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終わります。

日程第5 「発議第4号」 多良木町議会委員会条例の一部を改正する条例を定める ことについて

〇議長(髙橋裕子さん) 次に、日程第5、発議第4号、多良木町議会委員会条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。厚生環境文教常任委員長林田俊策さん。

提出者 厚生環境文教常任委員会委員長 林田俊策、総務産業常任委員会委員長 宇佐信行、議会運営委員会委員長 村山昇。

多良木町議会委員会条例の一部を改正する条例を定めることについて、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び多良木町議会会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出する。

提出の理由。

多良木町課設置条例の一部を改正する条例が令和2年度第5回定例会議において可決され、 課の統廃合等が実施されることに伴い、議会常任委員会の構成等の変更が必要となることか ら、関係規定の改正を行うものである。

詳細は事務局長を持って改正案の説明朗読をさせます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

- **〇議長(高橋 裕子さん)** 事務局長。
- ○議会事務局長(林田浩之君) 多良木町議会委員会条例の一部を改正する条例ということで、 改め文をつけておりますが、別紙で新旧対照表を付けておりますので、そちらの方でご説明 申し上げます。

第 2 条第 1 号の総務産業常任委員会につきましては、総務課の次に、危機管理防災課を加 え、農林課を産業振興課、農林整備課に改め、所管の名称等を改正するものでございます。

次に、第2条第2号の厚生環境文教常任委員会につきましては、厚生建設文教常任委員会に 委員会の名称を改正し、町民福祉課、健康・保険課、環境整備課を、住民ほけん課、福祉課、 建設課に改め、子ども対策課を削り、所管の名称等も改正するものでございます。

なお附則として、この条例は令和3年4月1日から施行することとし、施行の際、厚生環境 文教常任委員会委員に在任するものは、厚生建設文教常任委員会委員になったものとみなす こととしております。

以上で説明を終わります。

- **〇議長(高橋 裕子さん)** 以上で説明が終わりました。
 - これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会並びに議会運営委員会から提出されました、発議第 4 号、多良 木町議会委員会条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決され ました。

日程第6 多良木町議会議員の派遣について

〇議長(髙橋裕子さん) 次に、日程第6、多良木町議会議員の派遣についてを議題といたします。 お諮りします。

議員の派遣については、多良木町議会会議規則第 128 条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

お諮りします。

議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、その取り扱いを議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合の取り扱いは議長に一任 することに決定いたしました。

日程第7 特別委員会の次の会期への継続調査について

〇議長(高橋裕子さん) 次に、日程第7、特別委員会の次の会期への継続調査についてを議題といたします。

議会広報調査対策特別委員会の委員長から、目下、委員会において調査中の事項について、 多良木町議会会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました申し出のとおり、次の 会期へ継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、次の会期への継続調査をすることにご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、次の会期への継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(髙橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定いたしました。 これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

散会宣言

〇議長(髙橋裕子さん) 令和2年度第6回多良木町町議会3月定例会議を閉じます。 お疲れさまでした。

(午前11時57分散会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員